

会 議 録

〈2023 年度 愛知県入札監視委員会第 3 回定例会議〉

【入札契約手続の運用状況等の報告】

2023 年度第 2 四半期における発注工事について政策企画局、総務局、人事局、防災安全局、県民文化局、環境局、福祉局、保健医療局、病院事業庁、経済産業局、企業庁、農林基盤局、建設局、教育委員会、スポーツ局及び警察本部から発注工事総括表及び一覧表等により報告があった。(資料 1)

・主な質疑

質問・意見	回答（要旨）
<p>(企業庁の随意契約について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 随意契約のほとんどが修繕工事だが、契約者は設備設置業者ということか。 <p>(農林基盤局の不調不落について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地環境整備事業下山地区田折・下山田代工区その 4 工事について、2 回目の入札も不調となったとのことだが、3 回目も一般競争入札とするのか。 ・ 1 回目が一般競争入札で不調だったところ、2 回目も一般競争入札とした理由は何か。 ・ 不調・不落の件数が多いが、入札参加業者数が少ない理由は何か。 <p>(企業庁の随意契約について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 豊橋南部浄水場外沈澱池汚泥掻寄機等修繕工事について、入札執行回数が 2 回となっているがなぜか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置業者かメンテナンスを主とする関連会社と契約している。 ・ 現在検討中である。 ・ 予定価格が 5,000 万円を超えていたため。なお、本工事は老朽化した農業用排水路の改修工事であるが、1 回目より参加見込み業者数が多くなるよう、工事の規模の変更や入札参加資格要件の見直しをしたうえで実施した。 ・ 技術者の確保が困難といった理由が多いようである。 ・ 修繕工事の予定価格については、業者の参考見積をもとに算出しているが、随意契約は予定価格を事前公表していないことに加えて、物価高の影響で見積者が高い価格の見積をしたため、1 回目は予定価格超過となった。引き続き 2 回目の見積合わせをした結果、予定価格内となったため、契約に至っている。

<p>(警察本部の一般競争入札について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路標識の設置工事をはじめ、交通安全施設工事の関係について93%という請負率となっている。以前から適正な入札をお願いしているが、数字が揃っている理由は何か。 ・何者も入札に参加しているなら、金額の低い業者もいるのが入札の自然な形と感ずるが、多くの入札が93%台というのは不審を抱かせる数字なので、改善できるように工夫してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・理由については以前の繰り返しになるが、予定価格が公表されており、業者が最低制限価格の上限である92%を下回らない93%前後の率を計算し入札していると考えられる。請負率の改善については、年度当初に一定の調整率を設定して業者の見積もり価格の材料費や機器費を調整しているが、その比率の増減を検討しており、今後改善できればと考えている。 ・改善できるよう工夫をしていく。
---	---

【検討事案抽出の報告・確認】

抽出担当委員から、7月から9月までの発注工事について、16局庁等の発注工事の中から、県民文化局、農業水産局、建設局の事案について抽出した旨、報告された。(資料2)

【抽出事案に関する説明及び検討】

○愛知芸術文化センターコンサートホール客席椅子改修工事【県民文化局】

・主な質疑

質問・意見	回答(要旨)
<ul style="list-style-type: none"> ・コンサートホールの客席椅子は特注品であることが普通なのか。 ・コンサートホールの座席数は約1,800席と説明があったが、直接工事費明細別内訳にはワンタッチバネ以外の部品数が約1,200席となっているのはなぜか。 ・どのコンサートホールの椅子も同じように見え、それを特注品とすることで金額が高くなるため、通常の椅子にすることはできないのか。 ・参考見積りは随意契約をした業者から徴収したものか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特注品であることが普通である。 ・コンサートホールの座席数は約1,800席だが、ワンタッチバネ以外の部品については、一部客席についてすでに交換済みである。座面のワンタッチバネについては、一つも交換していないので、全席交換する。 ・コンサートホールでは基本的に既製品の椅子を導入することはない。愛知芸術文化センターのコンサートホールは、クラシックの利用が多く、残響時間が重要であり、設定数値は椅子によっても変わってくるため、既製品での対応は難しい。 ・参考見積りは随意契約をした業者から徴収したものである。

<ul style="list-style-type: none"> ・見積金額の妥当性はどのように判断したのか。 ・修繕で1,000席以上あったとしても、想像しているより金額が高いと思うが、新しくする場合の金額はどのくらいになるのか。 ・残響時間は、椅子の素材やコンサートホールの広さが影響するのか。 ・同じ条件のコンサートホールがないため、同じ椅子は使えないということか。 ・椅子は30年で交換になるのか。 ・また、30年後ぐらいに更新することになるのか。 ・椅子の性能はどのようにデザインするのか。 ・業者のデザイナーやエンジニアの方が現場に行って調査するというイメージか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・部分改修するにあたっては、この業者のみしか施工できず、他の業者に施工してもらうには全部改修する必要があり、その場合、金額が大幅に上昇してしまう。見積り合わせはできないが、過去に行った椅子の改修工事の単価や他自治体の類似の施工事例を調べ、妥当性を判断した。 ・過去に行った大規模改修工事の時は、椅子のレザー張替えを単体の椅子張替修繕ではなく建築工事一式として発注しているが、非常に高額であった。仮にコンサートホールの椅子を新しく取替えた場合、必要金額は改修と比べ桁が変わると思われる。 ・天井の高さや形、観客の有無も関係があり、椅子に関しては、背もたれの高さや形状等が関係してくる。 ・同じ条件のコンサートホールがないため、同じ椅子は使えないということである。 ・業者からは20年から25年で修繕の提案をすると聞いている。愛知芸術文化センターの椅子は、きれいに使用されているため、30年経過していても良い状態を保っている。 ・引き続き丁寧に使用し、メンテナンスをしっかりと行えば、長く使用できると思われる。 ・技術的なことはわからないが、実際に現場で内装を見て判断すると思われる。 ・業者のデザイナーやエンジニアの方が現場に行って調査するということである。
--	---

○小規模治山事業 第5号工事【農業水産局】

・主な質疑

質問・意見	回答（要旨）
<ul style="list-style-type: none"> ・受注業者は1回目の一般競争入札の参加資格要件である施工実績を有していたということか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札の参加申し込み時点では施工実績がなかったため失格とした。指名競争入札では参加資格要件に施工実績を求めないため当該業者も参加資格要件を有することになった。指名するにあたり、業者の状況を詳しく確認したところ、一般競争入札で失格となった直後に施工実績を有していたことも分かったため、特に問題はないとして指名対象とした。

<ul style="list-style-type: none"> ・指名競争入札の入札参加資格要件の「技術的適性を有する業者」とは何か。 ・指名競争入札の時とは一般競争入札の時より参加要件を緩めたということか。 ・工法を見直し設計金額が低くなったことはよいことだが、もし、一般競争入札時に落札者が決定していれば高い金額で工事が行われていたことになるのか。 ・法枠工から補強土工に変更されているが、脆弱性や工事の効果が保たれる期間が短くなるなどのデメリットはないか。 ・具体的には工事はどう変わったのか。 ・確認であるが、一般競争入札時に資格要件なしとされた業者と指名競争入札で最終受注者となった業者は同じか。 ・この業者は一般競争入札の直後に入札参加資格を得たという説明だったが、約2カ月の間に実績を作ったということか。 ・業者は参加要件を十分確認して入札に参加すると思うが、この辺りを勘違いしていたということか。 ・一般競争入札の時は実質参加者がなかったが、その原因は何と考えているか。 ・抽出事案は農業水産局の工事となっており、ほかの会議資料等は農林基盤局となっているのはどういうことか。 ・契約手続き等は2つの局で同様に行っているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術的適性とは、治山・林道事業の実績とした。 ・指名競争入札の時とは一般競争入札の時より参加要件を緩めたということである。 ・一般競争入札時に落札されていればそのようになっていた。 補強土工は県内の治山工事での実績がない新しい工法である。担当者が受けた国の研修会で紹介され、他県での施工実績などを調査するなどしたうえで採用することとし、積算したところ金額が下がった。 ・特にデメリットはない。 ・法枠工は山間地の道路でよくみられる斜面に格子状のコンクリート枠を施工するもの。補強土工は緑化のための種子等が入ったマットを法面に貼ってその上に樹脂製のベルト状のものを貼って鉄筋を入れて安定させるというものである。 ・一般競争入札時に資格要件なしとされた業者と指名競争入札で最終受注者となった業者は同じである。 ・一般競争入札の時も法枠工の工事を施工中であったが、入札参加申し込みの前日までに工事の完了・引渡しはできていなかった。 ・勘違いしていたようである。 ・資材や機械を置くヤードが狭く施工しにくいのが、参加申し込みがなかった主な原因と考えている。工法変更によりその課題に対応した。 ・業務としては農林基盤局所管の事業を行っているが、組織的には農業水産局の機関であるため。 ・2局同様の手続きで契約を行っている。
--	---

<ul style="list-style-type: none"> ・特別簡易型総合評価落札方式とあるが総合評価落札方式と何が異なるのか。 ・技術提案がないのならば、何を評価するのか。 ・総合評価審査委員会が設置されているようだがこれは何か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別簡易型総合評価落札方式は、業者からの技術提案を受けない方式である。 ・企業の技術力、配置予定技術者の能力、地域精通度地域貢献度を評価する。 ・評価基準等について、第三者的な視点で審査してもらう機関である。
---	---

○中小河川改良工事（5 か年）（R4 国補正）（余裕期間・週休二日）【建設局】

・主な質疑

質問・意見	回答（要旨）
<ul style="list-style-type: none"> ・5,000万円を超える工事で、指名競争入札にした理由として、国からの補正予算に基づく追加事業であり、速やかに執行しなければならないためということだが、例年同様の対応をしているのか。 ・施工ヤードが狭く、経費がかさむということだが、設計金額にそういった事情が反映されていれば問題ないかと思うが、どのような対応をしているか。 ・予定価格は公表しているのか。 ・施工ヤードが狭く難しい工事であることはわかったが、愛知県内には同様の状況の河川が多くあると思う。今後も同様の工事を発注する予定はあるのか。 ・今後は応札者が増えるように工夫して発注するように考えていただきたい。 ・抽出事案も比較対象事案も、どちらも国からの補正予算に基づく工事か。 ・速やかに事業を執行するために指名競争入札にしたということだが、抽出事案は結果として1者のみの応札となり、不調になるリスクがあったかと思うが、どのように評価しているか。 ・今後、同様の工事を発注するにあたって、応札者が増えるような案はあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工期を十分に確保しつつ、速やかに事業を執行するために、5,000万円を超える工事であっても、国からの補正予算に基づく追加事業であれば、指名競争入札を活用している。 ・設計金額は歩掛りに基づいて積算しており、施工地域の事情を勘案して補正もしているため、適正な金額であると考えている。 ・予定価格は事前公表としている。 ・本工事の対象である天神川でも、同様の工事は今後も発注予定である。 ・今後は応札者が増えるように工夫して発注するように考える。 ・抽出事案も比較対象事案も、どちらも国からの補正予算に基づく工事である。 ・施工条件のよくない現場であることは認識しており、発注にあたり施工方法等を検討し、必要な仮設等の費用を計上するなど、応札者が増えるよう工夫したが、結果として1者のみの応札となってしまった。 ・今回の工事で、業者から施工方法等の技術的な提案があれば、今後の発注に反映したい。

<p>・入札参加資格としては、抽出事案はA、B、C等級業者が対象であるのに対し、比較対象事案はA、B等級業者が対象となっている。しかし、選定業者数は同数であり、比較対象事案では選定されているが、抽出事案では選定されていない業者が3者ある。この3者を抽出事案の選定業者に含めなかったのはなぜか。</p> <p>・結果として、1者のみの応札となったことから、今後同様の工事を発注する際は、選定業者数を増やした方がよいのではないか。</p>	<p>・抽出事案は、道路の交通規制も伴うため、地元で精通した業者に受注してほしいという思いから、地域要件を重視し、C等級の業者も含めて選定した。抽出事案で選定しなかった3者は、現場にそれほど近くない業者のため選定しなかった。</p> <p>・検討する。</p>
---	--

【検討結果のまとめ】

委員会として今回検討した各事案について、特に意見として申し上げることはない。今回1者応札解消に向けて努力をしている事例がみられた。今後も引き続き1者応札解消に努めてほしい。

【その他】

- (1) 次回の定例会議における検討事案の抽出の委任について
- (2) 次回の定例会議の日程について